

平成20年第14回教育委員会記録

平成20年8月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年8月27日(水) 午後2時00分～午後2時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改部 長 森 仁司
庶務課長 中村 一郎 教育企画課 長 種村 明頼
教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也 学校適正配置課 長 徳嵩 淳一
学務課長 加藤 貴幸 社会スポーツ課 長 森田 師郎
郷土博物館長 村上 茂 済美教育一長 小澄 龍太郎
済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔
中央図書館長 和田 義広
事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 平成20年度学校希望制度の実施について
- (2) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 杉並区立学校における動物飼育支援活動に関する協定について

(議案)

議案第72号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第73号 平成20年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

(1) 平成20年度学校希望制度の実施について・・・・・・・・・・ 4

(2) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について・・・・・・・・ 5

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 6

(4) 杉並区立学校における動物飼育支援活動に関する協定について・・・・・・・・ 7

議案審議

議案第72号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 10

議案第73号 平成20年度杉並区一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・ 12

委員長 定刻になりましたので、ただいまから平成20年第14回教育委員会定例会を開催いたします。

ご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議事録の署名委員は安本委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が4件、議案が2件となっております。

日程第2、議案第72号、日程第3、議案第73号は、平成20年第3回区議会定例会の提出予定議案でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。

したがって、以上の議案の審議につきましては、同法律第13条によりまして、会議を非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第72号及び議案第73号の審議は非公開とさせていただきます。

それでは早速始めますが、日程第1、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「平成20年度学校希望制度の実施について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私から「平成20年度学校希望制度の実施について」ということで、ご報告を申し上げます。

今回、実施に先立ちまして、概要について委員の皆様にご報告をするものでございます。また、今回の希望申請受付後に申請状況等につきましては、10月ごろに再度ご報告を申し上げたいと存じます。今年度につきましては、平成21年度の4月入学者ということでございまして、この制度は平成14年度の新入学者から始めましたので、今回は8回目ということでございます。この間の申請者のほうは順調に伸びてきているというふうな状況でございます。

まず資料のほうでございしますが、1番目ですが、希望申請期間等ですが、平成20年9月5日から10月3日の間、約1カ月間にわたりまして、申請の受付を基本的に郵送で行います。それに先立ちまして、9月5日の日に対象の保護者には、すべて申請書を個別に発送する予定でございます。それを受けまして、締切りが10月3日、その申請状況に基づいて抽選実施を10月7日に決定するというところでございます。抽選の対象の保護者の皆様には10月10日に通知をして、10月15日に抽選になった学校について公開抽選を行う。そういった今後の段取りでございます。

2番目でございますけれども、制度の実施に当たりまして、学校見学の期間と日数を設定してございます。こちらに記載のとおり期間の中で、保護者の皆様の便宜を図るということで、最

低5日間は設定していただきたいということでございます。十分に保護者、あるいはお子様に、行きたい学校を実際に自分の目で見ていただいて、また、そこに通うことにあたり、通学安全の面も十分に確認していただいた上で、申請していただきたいというふうに思っております。

3番目ですが、受け入れ枠でございますが、例年どおりということですが、基本的に各校40名ということでございます。ただし、記載の学校につきましては、受け入れ枠を若干縮小したいと考えております。この中で、桃一小、浜田山小、井荻中、それから高井戸中につきましては、適正配置基本方針における大規模校の関係で、児童・生徒数を落ち着かせるというためにやっているものでございます。また、その他の学校につきましては、主に教室のキャパシティの関係で設定をするということでございます。今後、改めて申請を受け付けた後に、再度その結果についてご報告申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

安本委員 学校見学の期間が9月8日から9月30日までであるんですけども、それで土日とか、祝祭日等開ける学校はありますか。例えば、学校公開とか。

学務課長 学校によって様々ですけども、極力そういうような土日などを挟んでいただくようにというようなことでは、お願いはしているものでございますが、学校によってやる学校とやらない学校があります。

安本委員 こちらからお願いをして。

学務課長 はい、極力ということで。

安本委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

宮坂委員 見学期間の最低5日間は、原則として連続した期間ですよ。

学務課長 基本的には連続した期間です。ただ、ご連絡いただければ個別に学校のほうで受付はできると思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ありがとうございます。

次に、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についての2件を一括して、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 まず1点目です。「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業に

ついて」ということで、ご報告申し上げます。

まず、年末年始の開場でございますが、12月28日、1月4日、両日とも指定管理施設10施設で全て行います。それから年始の特別営業でございますが、これは1月2日、3日の午前10時から午後4時まででございますけれども、指定管理施設7施設、具体的にはスポーツ振興財団が管理者でございますが、そちらについて2日間行うというものでございます。

利用形態でございますが、一覧表のとおりでございます。プール、体育館、小体育室、武道場等々を開放するものでございます。運動場については個人利用で、利用料は免除というものでございます。

区民への周知でございますが、広報すぎなみ9月1日号と12月1日号で行う予定でございます。なお、財団・区ホームページ等にも掲載する予定でございます。

1点目は以上でございます。

それから2点目でございますが、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」でございます。

7月分の新規承認は、全部で9件ございます。

恐れ入ります。1ページ目をお開きください。1番目から5番目でございます。まず一つは、「みんなでKids陶芸」が行う、「2008夏 自由工作・自由研究・講座」でございます。荻窪地域区民センター他で行うものでございます。2点目、「ジェイアール東海生涯学習財団」が行うものでございまして、「紅葉に染まる大田黒公園写生教室」というものでございます。それから、「和泉自由学校」が行う、「和泉自由学校学びあい実行委員会『地域ふれあいペット教室』」というもので、セッション杉並で行います。4点目、「太極拳なごみ会」の「太極拳を始めませんか？」というもので、東田小学校特活室で行います。5点目、「杉並区スポーツ振興財団」のもので、「『ラストゲーム最後の早慶戦』試写会&生きることの対話会」でございます。あわせて「生きることの対話会」を行ったものでございます。

それから3ページ目をお開きください。これは、社会教育センターで承認を行ったものでございます。共催でございますけれども、すべて家庭学級でございます。

1点目、「笑うかどKotane」の「夕焼け料理教室」でございます。2点目、「社会福祉法人聖友ホーム」の「平成20年度聖友ホームいきいき子育てセミナー」。3点目「カンガルー」が行う、「おとうさんといっしょ『おおきなかぶシリーズ』」というもので、以上3点が家庭学級でございます。

それから最後の7ページをお開きください。

これは、中央図書館扱いでございまして、「杉並文庫・サークル連絡会」で「ビデオ上映会

『本があつて、人がいて』『第30回いきいき！夢キラリ図書館が好き、本が好き』という、中央図書館視聴覚ホールで行うものでございます。

以上、名義使用承認一覧で、9件の新規のものをご報告いたしました。

私のほうからは、以上でございます。

委員長 では、最初に、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」ということで、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

スポーツ振興財団の場合、例えば、指定管理者というのを受けて営業していれば、それもここに入るという、そういう意味ですか。

社会教育スポーツ課長 これは指定管理者として自主事業というような形をとっております。通常の区の施設ですとオープンの日付が決まっております、例えば、杉十小のプールというのは、こういう形では取りきれませんので、指定管理者の制度を使いまして、幅を持った営業形態を取っているということがございます。

委員長 これは、今年初めてでしたか。

社会教育スポーツ課長 いや、昨年度もやっております。

委員長 昨年度もやっているんですね。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。

よろしくをお願いします。

では、2点目の「杉並区教育委員会共催・後援名義承認一覧」につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

特によろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、特にご意見ないようですので、報告を承ったことにいたします。

どうもありがとうございました。

では、報告事項の最後に、「杉並区立学校における動物飼育支援活動に関する協定について」、ご説明を済美教育センター副所長からお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは私から、「杉並区立学校における動物飼育支援活動に関する協定について」、ご報告を申し上げます。

各小学校におきましては、生活科や理科、もしくは道徳等の教育活動のねらいの達成のために、モルモットやウサギ、ハムスター等、小動物を飼育している学校が多数ございます。また、動物と触れ合う中で、動物の誕生や死、これを直接体験することは、いのちの教育の側面からも大変重要なことであって、生命尊重の視点からも小動物の飼育を通じた教育活動は、今後も充実発展

させていく必要があるというふうを考えております。

しかし、正しい飼育の方法がわからない。もしくは病気等緊急時において、どのように処置をしたらよいかわからない。また、長期休業中に飼育に手間がかかる、鳥インフルエンザなど緊急時の対応が難しいなど、様々な課題によって飼育を見直す学校もございます。

既に、これまで済美教育センターでは、学校飼育動物の研修会等で獣医師会との連携を図ってまいりましたが、このたび獣医師会杉並支部のご協力によって、資料のとおり獣医師会と教育委員会とが協定を結び、小動物の飼育を通じた教育活動の充実を図ることとなりました。

では、お手元の資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

協定名、締結者につきましては、記載のとおりでございます。協定締結日は、平成20年8月8日金曜日でございました。協定の目的につきましては、こちらに記載されているとおり、獣医師会杉並支部の支援協力を得て、動物飼育を通じた教育の向上が円滑に行われることを目的としております。協定の内容でございますが、裏面に協定書を添付いたしました。この内容としましては、獣医師会杉並支部におきましては、杉並区教育委員会からの依頼に基づいて、動物飼育の支援活動等を行うものとする。

そして具体的な内容、方法については、今後、協定に基づき、別に委託契約を締結する形になっております。現在のところ、この委託の内容としましては、飼育する動物に関する相談を受けていただくことや助言をいただくこと。また、動物の診断を行っていただくこと。また、動物の死亡時には遺体検案を行って、埋葬の手続きを行う支援をしていただくこと。もしくは、学校での授業、研修会の支援、講演等を行っていただく。このような内容を予定しているところでございます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

安本委員 変な質問で申し訳ないんですけど、東京の学校、小学校って狭いこととかいろいろあって、せいぜいこれ見るといってウサギとかモルモットとか、そんなもんだと思うんですけども、杉並区ではもっと大きいのかはいる学校とかはないんですか。

済美教育センター副所長 私どもが調査した平成19年度のデータによると、ウサギが大多数、小学校28校で飼育をしています。あとは、鶏、カメ、モルモット、やはり小動物が中心になっていきます。

安本委員 例えば、死んじゃうと、それを学校の責任で埋めるとかそういうふうになっているわけですか。

済美教育センター副所長 いや、そちらのほうは動物霊園協会というところが、ご好意で埋葬し

ていただけるというような形になっています。

安本委員 金魚ぐらいなら埋めてもいいでしょうけど、あまりウサギとかはその辺に埋めるのも思ったので、好意でやっていただいているということですね。

済美教育センター副所長 現在もそうでございます。

安本委員 わかりました。どうもありがとうございます。

委員長 他にございますか。

杉並区に獣医師さんって何名ぐらいいらっしゃるの。

済美教育センター副所長 それはですね、ちょっと手元にはデータがないんですけれども、獣医師会のほうに所属していらっしゃる方は非常に多いというふうに伺っております。杉並区の中でも、30名を超えるのではないかというふうに思いますが、ただ、この協定のほうで実際にご活動いただける方々は、獣医師会の中でも、この趣旨に賛同してくださる方ということで、人数のほうについては、獣医師会とも連携をとりながら確定をしていくという形になると思います。

委員長 先ほど、冒頭でご説明されたように、いろいろ学校の授業との関係が深いということで、そういうようなときを通じても協力をお願いできると、そういう意味ですか。

済美教育センター副所長 はい。授業等においても、外部講師としてお話をいただいたり、それから、保護者等を対象にしたご講演等もやっていただいたりというようなことを、委託契約の内容として、含めていきたいというふうに考えています。

宮坂委員 費用の点なんですけど、例えば、小動物が病気をしたり、いろいろ病院に診てもらいますね。その費用というのは獣医師のボランティアでなく、やはりきちっとしたルートとして支払っているわけですね。その費用は、学校の予算の中でやっているんですか。

済美教育センター副所長 従前は1校当たり、年間約2万5,000円程度です。

宮坂委員 年間でそんなものですか。

済美教育センター副所長 各学校に令達をされておりました。

ただ今回は、ご好意の部分もあるんですけれども、しっかりと診療の部分、治療の部分につきましては、やはり我々のほうでも財政的な措置を行って、お支払をしていくというような考え方でおります。

委員長 ほかにございますか。

ございませんようでしたら、報告事項の聴取、これで終わらせていただきます。

それでは、会議の冒頭でお諮りしましたように、ここからは非公開とさせていただきます。

庶務課長 これから、非公開になりますので、次回の日程だけご報告させていただきます。

次回日程でございますが、9月10日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろ

しくお願いをいたします。

(傍聴人退出)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第2、議案第72号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第72号、「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、公益法人制度改革として、平成18年6月2日に、公益法人制度改革関連3法として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、そして、これらの法律の施行に伴う関係法律整備等に関する法律。整備法でございますが、この関連3法が公布されていまして。

その際、施行日は一部規定を除き、2年6月を超えない範囲内において、政令で定める日とされ、本年、平成20年12月1日に施行されることとなりました。

この公益法人制度改革により、これまで民法の規定に基づき、社団法人、財団法人である公益法人については、主務官庁が公益性の判断と一体で設立について許可をしておりましたが、法人の設立と公益性の判断を分離し、剰余金の分配を目的としない社団、財団については、事業の公益性の有無にかかわらず、登記することによって一般社団法人、一般財団法人として設立法人格が取得できることとなりました。

そのうち、公益目的に事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき、行政庁が公益性の判断を行い、公益社団法人及び公益財団法人として認定を受けることができるということになるものでございます。

また、現行の公益法人につきましては、法律の施行により、特例社団法人、または特例財団法人として、特例民法法人となり、現行の公益法人と同様の扱いとなりますが、5年間の移行期間内に公益社団法人、公益財団法人としての認定を受けるか、一般社団法人、一般財団法人としての認可を受けることになっております。

移行期間内にいずれにもならない場合などは、移行期間の満了をもって解散したものとみなされます。このことに伴いまして、規定の整備を図る必要がございます。

本議案は、「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の本則により、関連する6件の条例を条立てで改正するとともに、附則第2項で1件の条例を改正するものですが、この中で教育委員会に係る条例といたしまして、第3条により、「杉並区財団法人に対する助成に

関する条例」、第5条により、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」、第6条により、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の3ページをご覧ください。第3条による「杉並区財団法人に対する助成に関する条例」の一部改正でございますが、今般、公益法人制度改革に伴う整備法の中で、民法の法人に関する規定が大幅に改められ、公益法人の設立の根拠であった民法34条等の規定が削除されました。現行の民法の規定に基づいて設立された財団法人につきましては、先ほど申し上げたとおり、経過措置として5年間の移行期間が設けられており、その間は特例財団法人となります。このため、現行財団法人の設立根拠規定を改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の5ページでございますが、第5条による「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正、6ページ、第6条による「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部改正でございます。

ともに公益法人等へ派遣された職員などは、その期間中は給与を支給しないことを定めた規定でございますが、公益法人制度改革を受け、公益法人等への派遣を定めた「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の題名が、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改められたことに伴い、引用している法の題名を改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、教育委員会に関わる3条例につきましては、平成20年12月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。

ご質問なんですけど、先ほどのご説明の中にあっただと思うんですが、公益法人改革で5年ぐらいの猶予があって、その間に決断して、どちらに移るのかというのを決めればいいことになっていて、即決めるというのは珍しいと思うんですけど、この場合は、もうこれ以外にない。それで、条例改正まですぐにやっってしまうということなんですか。

庶務課長 今回は先ほど申し上げたとおり、いわゆる設立根拠規定である法律が変わったということです。第3条については、民法の規定から新しく施行された法律になる。それから5条、6条については、その文言が変わるということも含めて、まずは関係する条例を改正をしておく必要があるということ。

それから、各財団法人がいわゆる公益性の認定を受けるかどうかというのは、今委員長がおっしゃったような期間の中で決めていくという形になります。

委員長 この改定案については、どちらかと言えば外枠みたいなものに当たるわけなんですかね。

庶務課長 そうです。

委員長 わかりました。

他に何かございますか。

では、お諮りいたします。

議案第72号につきましては、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第72号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

次に、日程第3、議案第73号「平成20年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程し、審議いたします。

庶務課長、同じくご説明をお願いいたします。

庶務課長 続きまして、私のほうから「平成20年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明をさせていただきます。

概要の1ページをお開きください。今回の補正予算、事務事業名としては、「情報教育の推進」ということで、新たに500万円の補正をさせていただくものでございます。内容でございますが、過日6月18日に、杉並第十小学校の事故を受けまして、施設設備の改修、修繕といったハード面の対策のほか、事故を未然に防ぐためのさまざまな情報の共有、これが急務になってございます。

このため、各学校で事故につながる可能性のあった事例や、あるいは、他自治体も含め、実際に発生した事故等を、俗にいう「ヒヤリハット事例」として、現在構築中の学校教職員全員が利用する校務システムの画面上で、そういった情報が提供できるようにシステムの改修を行う予算でございます。

情報の具体的な提供方法につきましては、今後システム側と検討してまいります。このシステムによって常に学校における安全管理意識、あるいはまた、その危機管理対策、こういったものの重要性が教育委員会、学校とも共有できるように、そういったシステムにしてまいりたいというふうに考えてございます。

大変簡単ですが、私からは以上です。

委員長 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。どうぞお願いします。

この程度の予算で間に合うんですか。

庶務課長 校務システム全般に関しては別予算で、いわゆる母体になるものは構築をしてござい

ますので、いわゆるそれを改修する予算、カスタマイズと言いますけれども、そのための予算です。十分これで賄えるというふうを考えてございます。

委員長 ということだそうです。

ほかによろしいですか。

では、お諮りします。

議案第73号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第73号は原案どおり可決いたします。

これで予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。